



2018年6月1日

各 位

会 社 名	J ト ラ ス ト 株 式 会 社
代表者の役職名	代表取締役社長 藤澤信義
(コード番号)	8 5 0 8)
(上場取引所)	東京証券取引所 市場第2部)
問い合わせ先	取締役執行役員 常陸泰司
電 話 番 号	0 3 - 4 3 3 0 - 9 1 0 0

(開示事項の経過) 当社のGroup Lease PCLに対する現状の認識について

当社は、Group Lease PCL（以下、「GL」といいます。）に関連して、当社の認識と今後の予想される方向性につきまして、これまでお知らせしてきているところですが、前回のお知らせ以降の状況につきまして、本日までに確認しているところを、以下のとおりお知らせいたします。

記

シンガポールにおいて、高等裁判所が、JTRUST ASIA PTE. LTD.（以下、「Jトラストアジア」といいます。）が取得していたGLのシンガポール子会社であるGroup Lease Holdings Pte. Ltd.、此下益司氏、及びCougar Pacific Pte. Ltd.（シンガポール所在）に対する資産凍結命令を解除したことに對して控訴を行っておりましたが、本日、控訴裁判所は、Jトラストアジアの主張を認め、Group Lease Holdings Pte. Ltd.及びCougar Pacific Pte. Ltd.に對して全世界的資産凍結命令（Worldwide Mareva Injunction）を発令することを決定いたしました。また、此下益司氏に對しては、英領バージン諸島において、同氏とA.P.F. Group Co., Ltd.に對して全世界的資産凍結命令が既に発令されていることを踏まえ、シンガポール国内を対象とする資産凍結命令を発令することを決定いたしました。

また、シンガポールにおいて、Jトラストアジアは、Group Lease Holdings Pte. Ltd.、此下益司氏、Cougar Pacific Pte. Ltd.、並びに、Aref Holdings Limited、Adalene Limited、Bellaven Limited、及びBaguera Limited（4社ともキプロス所在）¹に對して損害賠償請求を提起し、係属しているところであり、今後とも、訴訟遂行に尽力してまいります。

当社といたしましては、当社グループの経験を活かし、引き続き、当社及びステークホルダーの利益の最大化に向けて、最大限努めてまいります。

今後、更なる進展があり次第、改めて開示させていただく予定です。

以 上

¹ タイ証券取引委員会は、此下益司氏を刑事告発するにあたり、Cougar Pacific Pte. Ltd.及び上記のキプロス所在の4社が、不正な取引に関与したとしております。